

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	保育料の減免の決定		
根拠法令及び条項	蓮田市保育園設置及び管理条例第6条ただし書 蓮田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則第4条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	令和8年4月9日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（15日） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和8年4月9日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	生涯学習部保育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

保育料減免基準

区分	減免事由	減免後の保育料の額		減免期間
1	満3歳未満保育認定子どもの属する世帯が居住する家屋等が火災、風水害、震災その他これに類する災害により損害を受けたとき。	次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる係数を乗じ、10円未満を切り捨てた額 ①…全額免除 ②…50%減額 ③…30%減額		減免事由の生じた日の属する月の翌月から、6月（水損（床下浸水を除く。）の場合にあっては、3月）
		被害の程度	係数	
		全焼又は全壊のとき	0%	
		半焼又は半壊のとき	50%	
		水損（床下浸水を除く。）のとき		70%
2	教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者が属する世帯の生計中心者で、保育料の算定に係る者が失業（自己都合退職を除く。）、事業の倒産又は長期の治療を要する傷病（概ね3月以上の治療を要する医師の診断書がある場合に限る。）にかかり、当該世帯の当該減免期間中の収入見込み額の階層区分の認定の基礎となった収入を12で除し当該減免期間の月数を乗じて得た額に対する割合（以下この項において「減少割合」という。）が100分の70以下となったとき。	次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる係数を乗じ、10円未満を切り捨てた額		減免事由の生じた日の属する月の翌月から、3月以内（市長が特に必要と認める場合は6月を限度として市長が定める期間）
		減少割合	係数	
		100分の30以下	20%	
		100分の30を超え、100分の40以下	35%	
		100分の40を超え、100分の50以下	45%	
		100分の50を超え、100分の60以下	55%	
		100分の60を超え、100分の70以下	65%	
3	その他市長が特別の事情があると認めたとき。	市長が適当と認める額		市長が適当と認める期間